

奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県所有の奈良工業高等学校跡地（以下「工業高校跡地」という。）についてまちづくり等の観点から今後の土地利用を検討するため、奈良工業高校跡地活用まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、工業高校跡地に係る土地利用の方針に関する事項その他協議会が必要と認める事項について、意見交換を行う。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治連合会を代表する者
- (3) 奈良市の職員のうちまちづくり等を担当する者
- (4) 奈良県総務部ファシリティマネジメント室長、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局まちづくり推進課長、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課長及び奈良県教育委員会事務局学校支援課長

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、協議会の運営を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、奈良県総務部ファシリティマネジメント室長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理で出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、奈良県総務部ファシリティマネジメント室に置く。
- 3 事務局は、まちづくり等の観点から助言を求めるため、第3条に掲げる者のほか、必要に応じて協議会にオブザーバーを出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他の協議会の出席者は、協議会で知り得た非公開情報を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。